

○ 帯広防衛支局次長等の専決及び代決に関する達

北海道防衛局達第32号

改正 平成26年3月31日北海道防衛局達第9号

改正 平成28年6月1日北海道防衛局達第4号

改正 令和元年6月14日北海道防衛局達第8号

帯広防衛支局次長等の専決及び代決に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北海道防衛局長 山中 美樹

帯広防衛支局次長等の専決及び代決に関する達

(通則)

第1条 帯広防衛支局における専決及び代決は、別に定めるもののほか、この達の定めるところによる。

(定義)

第2条 この達において「専決」とは、常に帯広防衛支局長（以下「支局長」という。）に代わって支局長の決裁事項のうち特定事項について決裁することをいい、「代決」とは、当該事項について権限を有する者が出張、休暇その他理由により不在であって、かつ、当該事項が至急に処理されなければならない場合に、それらの者に代わって当該事項について決裁することをいう。

(専決事項)

第3条 次長の専決事項は、別表第1のとおりとする。ただし、特に重要なものを除く。

(代決)

第4条 代決を行うことができる者は、別表第2のとおりとする。

帯広防衛支局次長等の専決及び代決に関する達

ただし、北海道防衛局長が別途定めた場合においては、この限りでない。

- 2 代決を行った者は、速やかにその権限を有する者に報告しなければならない。

附 則

この達は平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日北海道防衛局達第9号）

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月1日北海道防衛局達第4号）

この達は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（令和元年6月14日北海道防衛局達第8号）

この達は、令和元年6月14日から施行する。

帯広防衛支局次長等の専決及び代決に関する達

別表第1 次長専決事項（第3条関係）

1 各課等に関する事項

号数	事 項
1	法令、告示及び示達の通知
2	調査、統計の作成、報告及び資料の収集、定例報告の提出
3	自衛隊の立入制限施設等への立入申請

2 総務課に関する事項

号数	事 項
1	自衛隊に属する航空機への搭乗依頼
2	人事院規則9-80（扶養手当）第4条第1項の規定による扶養届に係る事実の確認及び扶養手当の認定
3	人事院規則9-24（通勤手当）第4条第1項の規定による通勤届に係る事実の確認及び通勤手当の決定又は改定
4	人事院規則9-54（住居手当）第6条第1項の規定による住居届に係る事実の確認及び住居手当の決定又は改定
5	人事院規則9-89（単身赴任手当）第8条第1項の規定による単身赴任届に係る事実の確認及び単身赴任手当の決定又は改定
6	児童手当の受給資格等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する訓令（平成24年防衛省訓令第13号）第2条の規定による児童手当の受給資格等の認定及び支給に関する事務
7	給与の留守宅渡及び扶養親族に関する届出の特例手続きに関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第39号）に基づく事務
8	職員のレクリエーション事業計画に基づくレクリエーションの実施
9	給食の実施機関に対する給食の依頼

帯広防衛支局次長等の専決及び代決に関する達

10	国家公務員宿舎法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号。以下「宿舎法施行規則」という。）第9条の規定による宿舎貸与の承認及び承認書の交付
11	宿舎法施行規則第10条の規定による同居の承認
12	宿舎法施行規則第21条第2項の規定による模様替等の工事の承認
13	宿舎法施行規則第24条の規定による明渡猶予の承認
14	国家公務員宿舎事務取扱準則（昭和34年大蔵省訓令特第6号。以下「宿舎事務取扱準則」という。）第14条第1項の規定による合同宿舎貸与要求書の所轄財務局長等への提出
15	宿舎事務取扱準則第15条の規定による所轄財務局長等への転任等の通報
16	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取扱いに係る細部事項について（平成28年通知防整施第6939号）の規定による入札状況の報告等
17	上記に掲げる以外のもので、次長専決を適当と認める通常業務

3 施設課に関する事項

号数	事 項
1	防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号。以下「国有財産取扱規則」という。）第11条の規定による土地及び建物以外の財産の取得
2	国有財産取扱規則第18条の規定による移築又は改築
3	国有財産取扱規則第19条第2項及び第3項の規定による他の各省各庁の使用の承認並びに同条第4項の規定による防衛大臣への報告
4	国有財産取扱規則第20条の規定による部局間の使用及び処理後の防衛大臣への報告
5	国有財産取扱規則第21条第1項の規定による一般の使用等の許可。ただし、同規則第26条に基づくものに限る。
6	国有財産取扱規則第21条第4項及び第5項の規定による一般の使用等の許可並びに同条第6項の規定による防衛大臣への報告及び所轄財務局長等への

帯広防衛支局次長等の専決及び代決に関する達

通知

- 7 国有財産取扱規則第22条第2項の規定による所轄財務局長等への通知及び引継並びに同条第3項の規定による用途廃止及び所轄財務局長等への通知
- 8 国有財産取扱規則第25条の規定による譲与又は売払い後の所轄財務局長等への通知
- 9 国有財産取扱規則第27条第1項の規定による所轄財務局長等との協議
- 10 国有財産取扱規則第28条の規定による一般の使用等の許可の所轄財務局長等への通知
- 11 国有財産取扱規則第29条の規定による防衛大臣への報告
- 12 国有財産取扱規則第30条第2項の規定による価格評定の民間精通者等への評価依頼
- 13 国有財産取扱規則第33条の規定による国有財産の異動に係る防衛大臣への報告
- 14 国有財産取扱規則第34条の規定による調査又は測量のための立入通知
- 15 防衛施設の隣接地所有者等からの境界証明願いに関する事
- 16 国有財産取扱規則第35条第2項の規定による境界確定後の防衛大臣への報告
- 17 国有財産取扱規則第36条第2項の規定による台帳記録事務
- 18 国有財産取扱規則第37条の規定による台帳附属図面の整備等
- 19 防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第30号。以下「国有財産取扱訓令」という。）第6条第1項の規定による国有財産供用通知書の供用事務担当官への送付
- 20 国有財産取扱訓令第7条第3項及び第4項の規定による国有財産仮供用の仮供用事務担当官との協議及び通知書の送付
- 21 国有財産取扱訓令第8条第2項の規定による国有財産供用廃止通知書の供用事務担当官への送付等

帯広防衛支局次長等の専決及び代決に関する達

- |    |   |
|----|---|
| 22 | 国有財産取扱訓令第11条第3項の規定による使用許可の供用事務担当官との協議   |
| 23 | 国有財産取扱訓令第12条の規定による使用許可書の交付  |
| 24 | 国有財産取扱訓令第13条の規定による使用許可の供用事務担当官への通知  |
| 25 | 国有財産取扱訓令第14条第3項の規定による飛行場部外者使用状況の所轄財務局長等への通知及び防衛大臣への報告                                     |
| 26 | 国有財産取扱訓令第15条の規定により同訓令第11条第3項、第12条、第13条及び第14条第3項の規定を準用する場合の事務                              |
| 27 | 国有財産取扱訓令第17条第1項及び第2項の規定による供用事務担当官への依頼及び協議   |
| 28 | 国有財産取扱訓令第23条第2項の規定による供用事務担当官への送付  |
| 29 | 国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第7条の規定による台帳価格等の通知及び第8条の規定による価格の修正通知                            |
| 30 | 特別借受宿舎に係る事務のうち敷地の貸付契約手続及び建物の登記並びに宿舎の借上げに係る事務  |
| 31 | 登記嘱託  |
| 32 | 不動産登記簿及び公共物の台帳の謄本又は抄本の交付並びに閲覧の申請  |
| 33 | 支局所掌業務の処理に必要な戸籍謄本住民票等の交付並びに閲覧の申請  |
| 34 | 不動産の評価依頼及び固定資産税評価額等の照会  |
| 35 | 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第14条第5項第5号及び第5号の5に規定する証明書の交付                                    |
| 36 | 駐留軍の用に供する土地等の賃借等の処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第76号。以下「賃借等処理訓令」という。）第21条第3項の規定による土地等の所有者等への工事代行承認の通知 |
| 37 | 賃借等処理訓令第22条第2項の規定による土地等の所有者等への移転代行承認の通知   |

帯広防衛支局次長等の専決及び代決に関する達

38	賃借等処理訓令第23条第2項の規定による土地等の所有者等への宅地造成承認の通知
39	賃借等処理訓令第55条の規定による賃（転）貸人への賃貸契約期間更新依頼
40	賃借等処理訓令第58条の規定による貸付解除に伴う損失補償の通報
41	上記に掲げる以外のもので、次長専決を適当と認める通常業務

4 建設計画官及び建設課に関する事項

号数	事 項
1	防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号。以下「取得等訓令」という。）第28条第1項及び第2項の規定による防衛大臣への工事契約締結報告書の提出及び取得等要求機関の長への写しの送付
2	取得等訓令第30条第1項の規定による整備計画局長への工事完成状況報告書の提出及び取得等要求機関の長への写しの送付
3	工事成績評定要領について（平成28年通知防整技第7160号）の規定による評定結果の受注者への通知、公表及び工事成績評定の整備計画局長への報告
4	技術業務委託における受注者の業務成績評定について（平成28年通知防整技第7185号）の規定による評定結果の受注者への通知及び公表
5	上記に掲げる以外のもので、次長専決を適当と認める通常業務

別表第2 代決者（第4条関係）

当該事項について 権限を有する者	代 決 者
支 局 長	次長
次 長	総務課長

帯広防衛支局次長等の専決及び代決に関する達

課	長	課長の指定する者
建設計画官		建設計画官の指定する者